

# 特別警報・暴風警報・地震に対する非常措置について

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」又は「暴風警報」が発表された場合や京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を行いますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。なお、緊急電話に対応する必要がありますので、電話でのお問い合わせはお控えください。

	措 置	登校班の集合時刻
特別警報	午前0時までに解除になった場合 5校時から始業（午後1時45分） 【給食なし】 1～3年生は5校時終了後（14:40頃）下校 4～6年生は6校時終了後（15:30頃）下校	午後1時15分 集団登校
	午前0時現在発令中の場合	臨時休校
暴風警報	午前7時までに解除になった場合	平常授業
	午前9時までに解除になった場合	3校時から始業・午前10時50分～
	午前11時までに解除になった場合	5校時から始業・午後1時45分～ 【給食なし】
	午前11時現在、警報発令中の場合	臨時休校

## 震度5弱以上の地震等

※学校所在の山科区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合、下記の措置をとります。

### 1. 登校前に震度5弱以上の地震が発生した場合

- ◇ 下校後、深夜0時までに発生した場合……次の登校日を臨時休校とします。
- ◇ 深夜0時以降、登校までに発生した場合……当日を臨時休校とします。
- ◇ 休業日、休業前の下校後に発生した場合……原則として休業明けの登校日を臨時休校としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、「すぐーる」配信、学校ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。
- ◇ 臨時休校とした場合、登校の再開は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて「すぐーる」配信により連絡します。

### 2. 在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまでは学校に留め置き、その後「すぐーる」配信をいたします。「災害時児童引き渡しカード 兼 緊急連絡票」に記載されている引受人の方への引き渡し下校とします。引受人に変更がある場合は、担任までお知らせください。

## 氾濫、大雨又は土砂災害に係る警報又は危険警報が発表された場合

気象状況により、大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で避難指示が発令されている場合やその可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページや「すぐーる」配信等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

## 「避難指示」について

勸修学区は、「山科川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。勸修学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発令された場合に準じた措置をとります。

## 在校中に「暴風警報」、「避難指示」が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととし、その後、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況に十分配慮し、下校させるかどうかを決定し、下校方法について「すぐーる」配信や学校ホームページでお知らせします。

## 在校中に「特別警報」が発表された場合について

「特別警報」発令時や不測の事態においては、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととし、全員学校での引き渡しとなります。（できる限り速やかにお迎えに来てください。）「災害時児童引き渡しカード 兼 緊急連絡票」に記載されている引受人の方への引き渡し下校とします。引受人に変更がある場合は、担任までお知らせください。

## その他

- ・年度当初にお書きいただきました「災害時児童引き渡しカード 兼 緊急連絡票」での暴風警報等の発令時の下校方法における、「自宅へ」「学校待機」につきまして変更があった場合は、速やかに担任までお知らせください。
- ・「特別警報」「暴風警報」が発令された場合は児童館も閉館となります。

## 【家庭での啓発】

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

## 参考 ①

### ○避難情報の名称について

「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

避難情報の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保(※) 【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち、災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち、居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容すべき状況。
市民が取るべき行動	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。	・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。（ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）

※「緊急安全確保」は、実際に発令される状況としては、「特別警報」が発表されるような状況で、更に大きな災害（堤防の決壊等）が発生し、市民が立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況が想定されており、実際の運用としては、「特別警報」が発表された場合を踏まえた対応となる可能性が高いと考えられる。

## 参考 ②

5月28日から防災気象情報が大きく見直され、種類や名前が変更されました。新しい防災気象情報では、河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮の4種類について、5段階の警報レベルに整理され、レベルの数字が付けられました。これまでの「大雨警報」は「レベル3大雨警報」、「大雨特別警報」は「レベル5大雨特別警報」と発表されます。レベル4として、新しく「危険警報」が新設されました。レベル4は「避難指示」発令の目安となる警戒レベルで、危険な場所からは全員避難する目安となります。

新しい防災気象情報				
	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面上昇や波の打上げによる浸水
警戒レベル <b>5相当</b>	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル <b>4相当</b>	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル <b>3相当</b>	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル <b>2</b>	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル <b>1</b>	早期注意情報			